

総合型地域スポーツクラブ 全国協議会登録基準細則の改定について

2025(令和7)年7月17日

公益財団法人日本スポーツ協会
総合型地域スポーツクラブ登録・認証制度
R8登録申請に関する説明会

《改定した細則、改定日》

○5月26日：登録基準細則改定(R7第1回常任幹事会)

○7月4日：登録審査細則・登録更新審査細則改定(R7常任幹事会臨時書面決議)

⇒R8年度登録申請時から適用

《説明内容》

①登録基準細則の改定内容(概要、押さえていただきたいポイント)

②①に伴う申請手続きの変更内容(申請書類、システム利用方法)

基本基準(1)①

(改定前)個別基準

①多種目(複数種目)のスポーツ活動を実施している。

(改定前)必ず満たすべき運用ルール

・定期的※1なスポーツ活動を2種目以上実施している。



※1:定期的とは、年間で12回以上実施することを示す。

【改定後】→修正なし

(申請書類を一部修正→当協会公認スポーツ指導者養成種目、未養成種目、その他で種目の整理)

基本基準(1)②

(改定前)個別基準

②多世代(複数世代)を対象としている。

(改定前)必ず満たすべき運用ルール

・次の世代区分のうちいずれか2区分以上の会員※2がいる。
(世代区分)

A)未就学児 B)小学生 C)中学生 D)高校生(～18歳) E)～29歳 F)～39歳 G)～49歳 H)～59歳 I)～69歳 J)70歳～

※2:会員とは、年会費等、年間で会費を支払っている会員を示す(月会費や教室・イベントごとの参加費等は含まない)。ただし、この基準を満たす総合型クラブは限られてしまう可能性もあることから、移行措置として当面の間は申請した総合型クラブが会員として扱っている者を会員としてみなす。



【改定後】→※2の内容を変更、併せて移行措置は終了

※2:会費・参加費の支払い有無や活動状況に関わらず、クラブが規約等※8で会員として扱っている者を会員としてみなす。

※8:規約・会則・定款等を指す。

基本基準(1)③

(改定前)個別基準

③適切なスポーツ指導者を配置している。

(改定前)必ず満たすべき運用ルール

- ・クラブマネジャー又は事務局員の少なくとも1名は、日本スポーツ協会公認クラブマネジャー又はアシスタントマネジャー資格を有している。※3
- ・定期的なスポーツ活動において、日本スポーツ協会が公認スポーツ指導者(以下「公認スポーツ指導者」という。)を養成している競技・種目については、当該競技の公認スポーツ指導者資格を有するスポーツ指導者が少なくとも1名は配置されている。※3



※3当面の間は移行措置として、本基準が満たされないことを理由に登録を不可とすることはしない。

【改定後】→必ず満たすべき運用ルールを一部修正、※3の移行措置期間を修正

【改定後】必ず満たすべき運用ルール

- ・日本スポーツ協会(以下「JSPO」という。)が公認スポーツ指導者を養成している競技・種目の定期的な教室活動の指導者のうち少なくとも1名はスポーツコーチングリーダーやスタートコーチをはじめとするJSPO公認スポーツ指導者資格(スポーツリーダーは除く)を有している。なお、JSPOが同等と認める関連資格保有者も可とする。※3

※日本サッカー協会(JFA)公認C級コーチライセンス以上の資格、日本バスケットボール協会(JBA)公認C級コーチライセンス以上の資格も含む。

※3: 令和11年度登録認定時までは本基準が満たされないことを理由に、登録を不可とすることはしない
(令和12年度登録申請時から、移行措置を終了する。
ただし、移行措置期間終了時までの基準到達状況により、移行措置の見直しを行う可能性がある。)

【ポイント】

- ・対象となる活動形態を定期的な教室活動に限定。
- ・対象となる資格の範囲は拡大。
- ・説明会時点で、JSPOが同等と認める関連資格は健康運動指導士のみ

<補足事項>

- ・同一人物が実質的に複数の教室を指導してる場合はOK
 - ・名義貸しの同一人物(実際に現場で指導をしていない人)はNG
- ※指導者資格の保有については、申請書類への資格番号の記入により確認する。

【補足】基本基準(1)③の今後の方向性について

現状の改定案において赤枠内の活動では、JSPO公認スポーツ指導者資格の保有を必須としていないが、最終目標としては、登録クラブの各活動において必ず有資格指導者が指導を行う体制が整っている状態を目指す。

	定期的なスポーツ活動の形態	
	教室	サークル
JSPO公認スポーツ指導者を養成している競技・種目	○	—
JSPO公認スポーツ指導者を養成していない競技・種目	—	—

JSPOとしては令和12年度以降の日常的な指導の場での指導者資格の取得義務付けを進めている。

→基本基準(1)③の運用ルールについては、登録クラブの実態を把握した上で、「すべての日常的な活動における指導者の資格保有義務付け」への改定について継続的に検討を行う。

- ・資格の対象範囲の拡大は、移行措置期限までの期間とクラブの実態を考慮し最低限の資質を備える指導者が配置されている状態を目指すための暫定的な対応である。
- ・競技種目によって専門的な知識や技能、指導スキルを必要とする指導者資格や、大会出場の条件となっている資格についてはクラブが必要に応じて指導者に対して取得を促すことが求められる。

基本基準(1)④

(改定前)個別基準

④安全管理体制を整備している。

(改定前)必ず満たすべき運用ルール

・緊急連絡体制を整備している。※4



※4:不測の事態に備え、あらかじめ医療機関をはじめとした各種機関・団体等や総合型クラブ内関係者の緊急時に関する連絡体制を整えていることを指す。

【改定後】→必ず満たすべき運用ルールを修正(申請書類を一部修正)

【改定後】必ず満たすべき運用ルール

・クラブの各スポーツ活動における安全管理をスポーツコーチングリーダーやスタートコーチをはじめとするJSPO公認スポーツ指導者資格(スポーツリーダーは除く)が担っている。なお、JSPOが同等と認める関連資格保有者も可とする。※4
・緊急連絡体制を整備している。※5

※4:令和11年度登録認定時までは本基準が満たされないことを理由に、登録を不可とすることはしない(令和12年度登録申請時からは移行措置を終了する)。

※5:不測の事態に備え、あらかじめ医療機関をはじめとした各種機関・団体等や総合型クラブ内関係者の緊急時に関する連絡体制を整えていることを指す。

(申請書類→緊急事態発生時の連絡体制が分かる資料(緊急時のフロー・連絡体制図など)を申請書類として提出する。)

【ポイント】

・本基準において確認する内容はクラブの各スポーツ活動における安全管理を担う者の配置とクラブの緊急連絡体制の2点であること。

【補足】基本基準(1)④安全管理を担う者の配置想定パターン

安全管理を担う者の配置	スポーツ活動の形態	
	定期的な教室活動	その他の教室活動および 教室活動以外の活動(サークル・イベント等)
JSPO公認スポーツ指導者を養成している競技・種目	●各有資格指導者が安全管理を担っている場合 →基本基準(1)③で回答した指導者が安全管理を担っている旨を申請書類②-2安全管理を担う者②のシートに記載 ●クラマネ・アシマネが安全管理を担っている場合 →申請書類②-2安全管理を担う者②のシートに記載	●クラマネ・アシマネが安全管理を担っている場合 →申請書類②-2安全管理を担う者②のシートに記載
JSPO公認スポーツ指導者を養成していない競技・種目	●クラマネ・アシマネが安全管理を担っている場合 →申請書類②-2安全管理を担う者②のシートに記載 ●JSPO公認スポーツ指導者を配置していない場合 →申請書類②-2安全管理を担う者②のシートに安全管理を担うJSPO公認スポーツ指導者を記載	●JSPO公認スポーツ指導者が安全管理を担っている場合 →申請書類②-2安全管理を担う者②のシートに安全管理を担うJSPO公認スポーツ指導者を記載

現場にすることが望ましいが、現場に安全管理を担う者を配置していない活動については、現場で活動する人たちに安全管理に関する知識や対応を教えている人がクラブ内にいることが求められる。また、JSPOとして求める安全管理、JSPO公認スポーツ指導者を明記する必要性がある。
→JSPO公認スポーツ指導者は資格取得までのプロセスの中で【スポーツ事故におけるスポーツ指導者の法的責任】(リファレンスブック)を学んでいる。
→安全管理に関しては「スポーツリスクマネジメントの実践」等の広報活動も行う。スポーツリスクマネジメントの実践

基本基準(2)⑤

(改定前)個別基準

なし

(改定前)必ず満たすべき運用ルール

なし



【改定後】→基本基準(1)③の必ず満たすべき運用ルールの内容を基本基準(2)の個別基準として設定。

(改定後)個別基準

⑤クラブマネジャー等に専門的知識を有する者を配置している。

(改定後)必ず満たすべき運用ルール

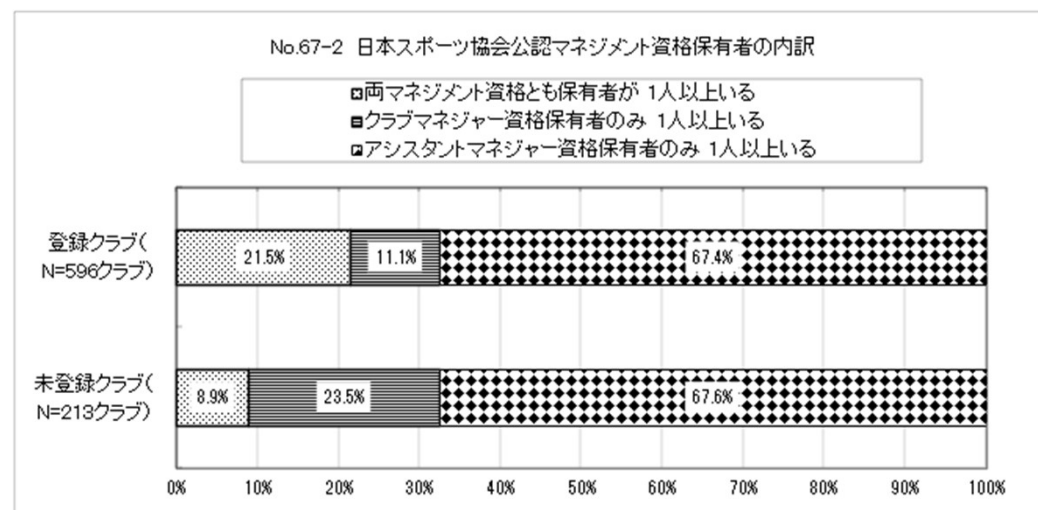
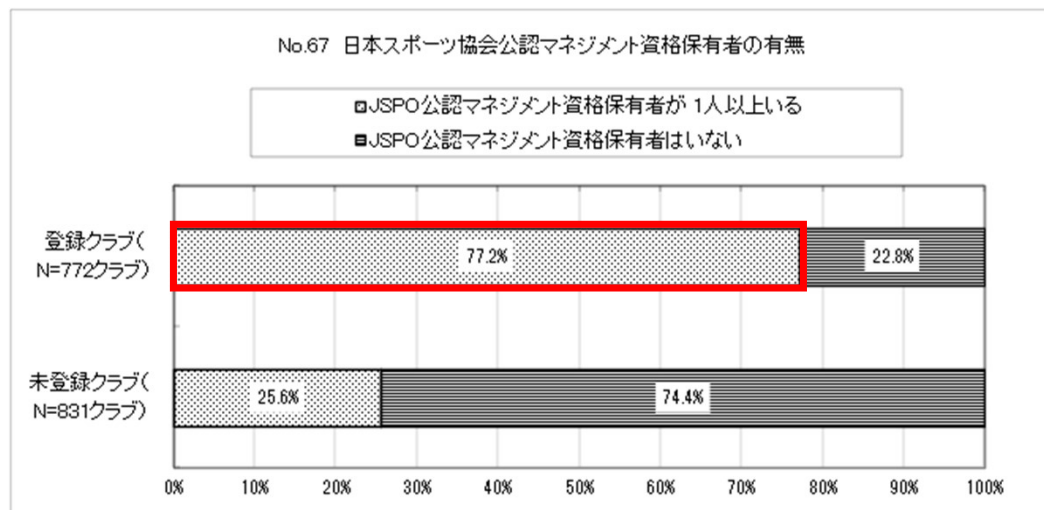
・クラブマネジャー、事務局員および役員というクラブの運営に関わる者の少なくとも1名は、日本スポーツ協会公認クラブマネジャーまたはアシスタントマネジャー資格を有している。※4

※4: 令和11年度登録認定時までは本基準が満たされないことを理由に、登録を不可とすることはしない(令和12年度登録申請時からは移行措置を終了する)。

【ポイント】

・クラブマネジャー、事務局員に加えて役員も対象とした。

【補足】基本基準(2)⑤現在のマネジメント資格取得率について



活動状況調査では現在マネジメント資格保有者が1人以上いるクラブは**77.2%**である。
 (令和6年度登録クラブ情報では、登録クラブの**86%**がマネジメント資格保有者を配置している。)
 ⇒資格取得促進施策を行い、令和12年度の移行措置期間終了までに、**100%**を目指す。

例)国庫補助事業 地域スポーツクラブ推進体制基盤強化事業 都道府県スポーツ協会事業において
 アシスタントマネージャー養成講習会の実施を促す、クラブマネージャーを対象とした研修会の実施等・・・

基本基準(2)⑥

(改定前)個別基準

⑤地域住民が主体的に運営している。

(改定前)必ず満たすべき運用ルール

- ・規約等※5・事業計画・予算、事業報告・決算を議決する意思決定機関の議決権を有する者の過半数が総合型地域スポーツクラブ(以下「総合型クラブ」という。)の所在する市町村※6の住民である(又は当該市町村の住民と当該市町村に近隣の市町村の住民を合算すると過半数である)。
- ・非営利組織である。※7



※5:規約・会則・定款等を指す。

※6:特別区は市町村に準ずる。

※7:営利法人である「株式会社」「合同会社」「合資会社」「合名会社」等は対象外。

【改定後】→必ず満たすべき運用ルールを修正

(申請書類を一部修正→役員名簿の提出は不要とし、住民や在勤・在学者の人数等、最高意思決定機関の「議決権保有者の構成」を申請の際に記載することとする。)

【改定後】必ず満たすべき運用ルール

- ・総合型地域スポーツクラブ(以下「総合型クラブ」という。)の最高意思決定機関の議決権を有する者の過半数が、総合型クラブが所在する市町村※6の住民、在勤者または在学者である(前述の要件を満たせない場合は、総合型クラブが所在する市町村並びに当該市町村に近隣の市町村の住民、在勤者及び在学者を合算すると議決権を有する者の過半数となる)。
- ・非営利組織である。※7

※6:特別区は市町村に準ずる。

※7:営利法人である「株式会社」「合同会社」「合資会社」「合名会社」等は対象外。

基本基準(3)⑦

(改定前)個別基準

⑥規約等が意思決定機関の議決により整備され、当該規約等に基づいて運営している。

(改定前)必ず満たすべき運用ルール

・規約等※5の改廃に必要な議決について当該規約等に定めている。



【改定後】→必ず満たすべき運用ルールで「意思決定機関」の内容を明確にした。

【改定後】個別基準

⑦規約等が意思決定機関の議決により整備され、当該規約等に基づいて運営している。

【改定後】必ず満たすべき運用ルール

規約等※8の改廃に必要な総会・理事会・運営委員会等の意思決定機関の議決について当該規約等に定めている。

※8:規約・会則・定款等を指す。

基本基準(3)⑧

(改定前)個別基準

⑦事業計画・予算、事業報告・決算が、意思決定機関で議決されている。

(改定前)必ず満たすべき運用ルール

・事業計画・予算、事業報告・決算を議決した意思決定機関の議事録(出席者が明記されているもの)が提出されている。



【改定後】→必ず満たすべき運用ルールに※9を追加 / 「意思決定機関」の内容を明確にした。

【改定後】必ず満たすべき運用ルール

・事業計画・予算、事業報告・決算を議決した総会・理事会・運営委員会等のうち最上位の意思決定機関の議事録が提出されている。
※9

※9法人格を有している場合は、法令に定める方法で作成すること。任意団体の場合は、以下の内容が含まれていることが望ましい。
記載内容
(1)日時及び場所
(2)議決権を有する者の総数及び出席者数(書面表決者または表決委任者がある場合には、その数を付記すること。)
(3)審議事項
(4)議事の経過の概要及び議決の結果
(5)議事録署名人の選任に関する事項